

株式会社〇〇 御中

Discussion Purpose Only

# 確定拠出年金法の改正について

2021年x月x日

確定拠出年金業務部



SUMITOMO MITSUI  
TRUST BANK

# はじめに

## 確定拠出年金法の改正について

- 2020年6月5日に「**年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律**」が公布され、加入可能年齢引き上げ、個人型DC同時加入要件の緩和等を目的とした改正確定拠出年金法が、2022年10月にかけて順次施行されます
- 今般、2021年9月27日に厚生労働省令が公布され、2022年10月までに施行される改正確定拠出年金法に係る関係政令、関係省令が全て明らかになったことから、今般の法改正内容についての解説資料を作成いたしました
- 事業主様におかれましては、改正確定拠出年金法のご理解を深めていただきますとともに、必要なお検討をお願いいたしたく、何卒よろしくをお願いいたします

# 目次

項番	項目	事業主様での検討事項	頁
1	加入可能年齢の引き上げ	有:加入可能年齢引き上げ検討	4
2	受給可能年齢の引き上げ	無	9
3	脱退一時金の受給要件の緩和	無	11
4	ポータビリティの拡充	無	14
5	個人型DC加入要件緩和	有:年単位化の適用か否か	16
6	仮想掛金額の導入	有:経過措置の適用有無、企業年金制度全般の見直し 等	21
7	運用の方法の除外方法の改善(閉鎖型除外の選択肢追加)	有:商品除外時の除外方法の検討	26
8	企業型年金の業務報告書見直し	無	28
9	選択制DCにおける従業員への説明事項の追加	無	31
10	その他改正事項	無	33
11	規約の改定が必要な事項	無	36

## 1 加入可能年齢の引き上げ

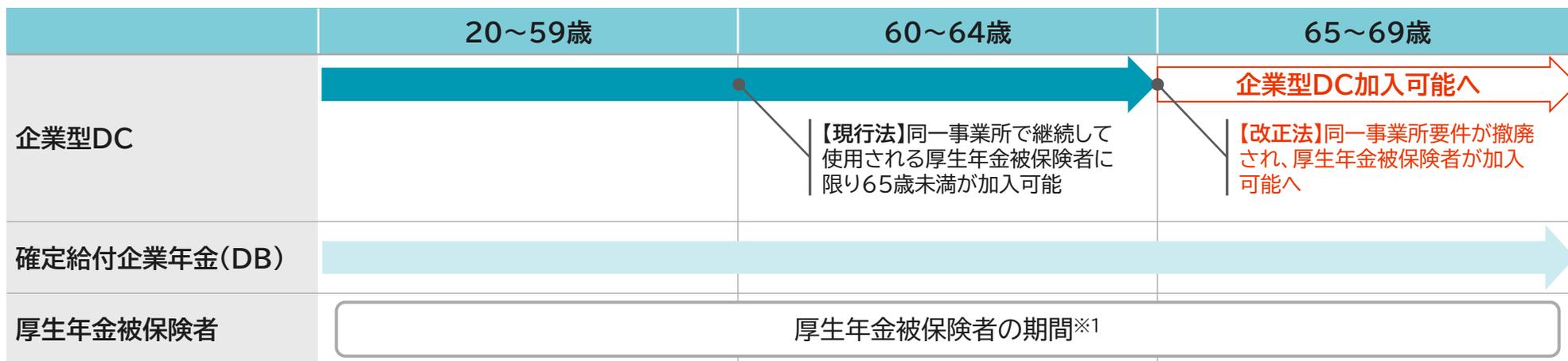
---

1. 企業型DCの加入可能年齢の引き上げ
2. 「一定の年齢」による加入資格の限定
3. 資格喪失年齢を引き上げる場合の運用指図者等の取り扱い
4. 事業主返還規定の取り扱い
5. 個人型DCの加入可能年齢の引き上げ

# 加入可能年齢の引き上げ(2022年5月改正予定)

- 企業型DCは厚生年金被保険者(原則70歳未満)を加入者にできるようになります
- また、現在60歳以降も継続してDC加入者となれる者は「60歳前から同一事業所で継続して雇用されていること(他社は不可)」が条件でしたが、このいわゆる「同一事業所要件」も撤廃されます

## 企業型DCの加入可能年齢の引き上げ



- 60歳超でも企業型DCに加入可能ですが、通算加入者等期間の対象は現行法と変わらず60歳までのため、通算加入者等期間がない者(60歳以降に初めてDCに加入する者等)は原則裁定対象口座加入時(若しくは運用指図者資格取得時)から5年経過しないと老齢給付金支給が受けられません
- 企業型DCを裁定し、老齢給付金を受給している者は、企業型DCへの再度の加入は不可です(例:A社企業型DCの老齢給付金を受給した場合、再就職したB社企業型DCへの加入は不可)。なお、その場合であっても個人型DCへの加入は可能です
- 上記のような加入制限があるため、60歳超の企業型DC加入者が発生した際には、当該者が企業型DCへの加入資格があるか記録関連運営管理機関(RK)間での情報連携を行い、加入資格の有無を確認するフローが新設されます

(出所)厚生労働省資料より弊社にて作成

※1: 20歳未満の者についても適用事業所に使用される場合は被保険者となる

# 加入可能年齢の引き上げ(2022年5月改正予定)(続き)

- 加入可能年齢の引き上げに併せ、規約において加入資格を限定する「一定の年齢」の考え方が変更となります

## 「一定の年齢」による加入資格の限定

- 企業型DCの加入可能年齢引き上げを受け、企業型年金加入者とする事についての「一定の資格」のうち、「一定の年齢」の考え方が変更となります

### 従前

企業型年金を実施するときに、「一定の年齢未満」の従業員のみを企業型年金加入者として  
(合理的な理由がある場合に限る)

※ 一定の年齢で区分して加入資格に差に設けることは、基本的には合理的な理由がないと考えられることからできないが、企業型年金の開始時及び企業型年金加入者の資格取得時に50歳以上の従業員は、自己責任で運用する期間が短く、また、60歳以降で定年退職してもそのときに給付を受けられないという不都合が生じるおそれがあることから、50歳以上の一定の年齢によって加入資格を区分し、当該一定の年齢以上の従業員を企業型年金加入者とせず、当該一定の年齢未満の従業員のみを企業型年金加入者とすることはできるものであること

### 変更後

「一定の年齢未満」の従業員のみを企業型年金加入者として

※ 確定拠出年金は従業員の老後の所得確保を図るための制度であって、「一定の年齢」を60歳より低い年齢とすることはできない。ただし、企業型年金の開始時及び企業型年金加入者の資格取得時に50歳以上の従業員は、自己責任で運用する期間が短く、また、60歳以降で定年退職してもそのときに給付を受けられないという不都合が生じるおそれがあることから、50歳以上の一定の年齢によって加入資格を区分し、当該一定の年齢以上の従業員を企業型年金加入者とせず、当該一定の年齢未満の従業員のみを企業型年金加入者とすることはできるものであること

- 企業型DCの加入可能年齢は60歳以上であれば労使合意等を経て「一定の年齢」で資格喪失年齢を設定することが可能となります
  - ・ 「一定の年齢」は必ずしも企業で定める定年年齢と一致させる必要はありません
  - ・ 「一定の年齢」は実施事業所ごとや同一事業所内での異なる職種ごとに複数設定することが可能です
  - ・ 「一定の年齢」にて加入資格を限定する場合、企業年金規約に定めることで「当該年齢に到達した日の属する月末や年度末」等で資格を喪失させることが可能となります※1
- なお「当該年齢に到達した日の属する月末や年度末」等で資格を喪失させる場合は、RKのシステム仕様により、RKにて自動的に資格喪失手続きはなされず、事業主様において資格喪失手続きが必要となります

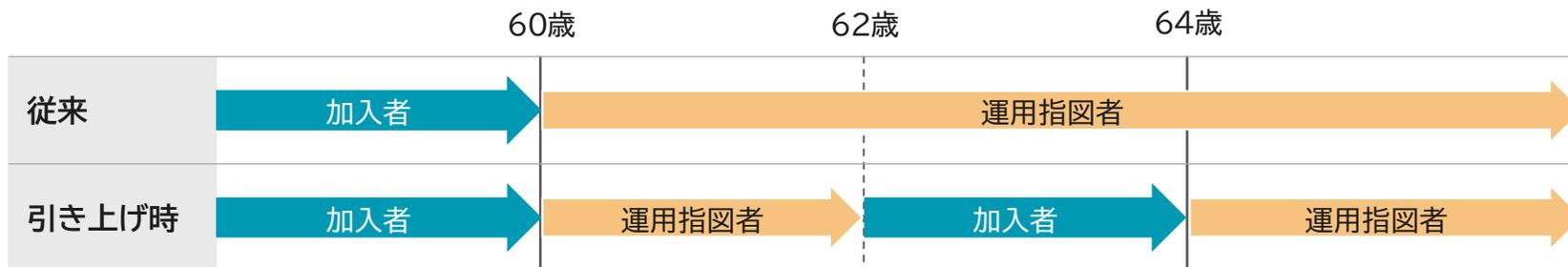
※1: 年齢到達により資格を喪失する場合の資格喪失日は年齢に達した日となりますが、年齢に到達した日の属する月末や年度末で資格を喪失する場合の資格喪失日は月末や年度末の翌日となります

# 加入可能年齢の引き上げ(2022年5月改正予定)(続き)

## 資格喪失年齢を引き上げる場合の運用指図者等の取り扱い

- 「一定の年齢」として定めている年齢を引き上げる企業型年金規約の変更を行う場合、既に年齢到達により企業型年金加入者資格を喪失して運用指図者になっている者は、**企業型年金加入者となる要件を満たしている者であれば企業型年金加入者となります**
- ただし、運用指図者は老齢給付金の受給要件である通算加入者等期間の要件を満たしている場合は老齢給付金の裁定請求を行えることを考慮し、規約に定めることにより、当該者のみを対象として希望者のみ加入者とすることや企業型年金加入者としめないことも可能です
- また、今後60歳以上で新規採用される者についても、規約に定めることにより、当該者のみを対象として希望者のみ加入者とすることや企業型年金加入者としめないことも可能です

(例)従来の資格喪失年齢が60歳のプランで、対象者が62歳の時点で資格喪失年齢を64歳に引き上げた際のイメージ



(※)既に資格喪失年齢を引き上げている規約の場合、同一事業所要件の撤廃により、(上記の規約変更を行わない限り)法改正時点において同一事業所要件を理由に加入できていなかった者や今後60歳以上で新規採用される者も企業型年金加入者となりますのでご注意ください

## 事業主返還規定の取り扱い

- 「事業主返還規定」を規約に定め、資格喪失時点で使用期間が3年未満である場合には事業主返還を求められますが、今般の加入可能年齢引き上げを受け、
  - ・ 70歳に到達して厚生年金被保険者でなくなった場合
  - ・ 「一定の年齢」にて加入資格を限定し、当該年齢に到達した場合では、事業主返還は「できない」旨が定められています

# 加入可能年齢の引き上げ(2022年5月改正予定)(続き)

- 個人型DCは、現行法では60歳未満となっている加入に関する年齢要件を撤廃し、国民年金被保険者であれば加入可能となります
- 第1号被保険者(自営業)、第3号被保険者(専業主婦(夫))の国民年金被保険者の資格は60歳未満であるため、現行法と変わりませんが、第2号被保険者(サラリーマン等)は65歳まで国民年金被保険者となれるため、個人型DCに加入できることとなります

## 個人型DCの加入可能年齢の引き上げ

国民年金被保険者	① 第1号被保険者	60歳未満
	② 第2号被保険者	65歳未満
	③ 第3号被保険者	60歳未満
	④ 任意加入被保険者	保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入可能(原則65歳未満)

- 60歳超でも個人型DCに加入可能ですが、通算加入者等期間の対象は現行法と変わらず60歳までのため、通算加入者等期間がない者(60歳以降に初めてDCに加入する者等)は原則裁定対象口座加入時(若しくは運用指図者資格取得時)から5年経過しないと老齢給付金支給が受けられません
- 個人型DCを裁定し、老齢給付金を受給している者、または公的年金※1を受給している者は、個人型DCへの再度の加入は不可です。なお、その場合であっても企業型DCへの加入は可能です
- そのため、60歳超で個人型DCに加入しようとする場合、**個人型DC及び公的年金を受給していない旨を提示する必要があります**

※1: 公的年金とは老齢基礎年金、老齢厚生年金を指します。したがって特別支給の老齢厚生年金を受給していても個人型DCへの加入資格はあります(ただし繰り上げ請求により特別支給の老齢厚生年金を本来の支給開始年齢より前に受給した場合は個人型DCへの加入資格はありません)

## 2 受給可能年齢の引き上げ

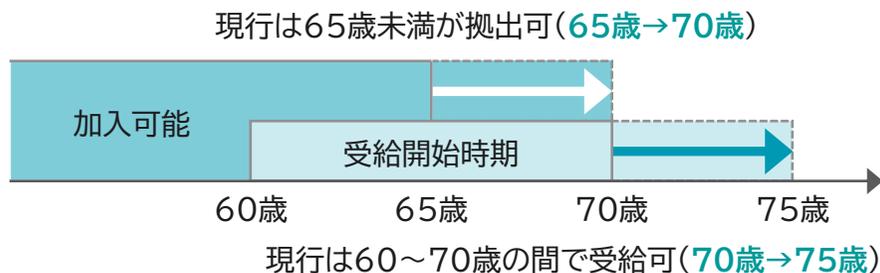
---

# 受給可能年齢の引き上げ(2022年4月改正予定)

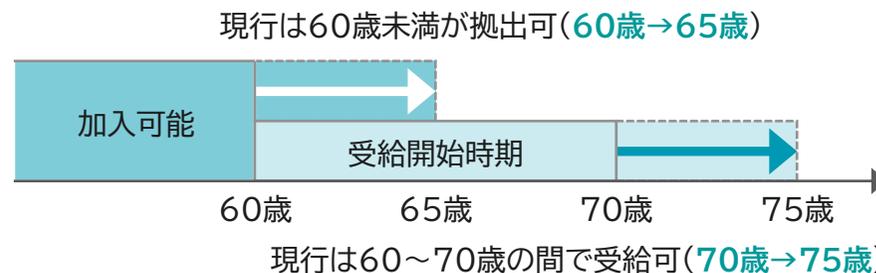
- 企業型DC、個人型DCの加入可能年齢の引き上げに伴い、老齢給付金の受給開始時期の選択肢が拡充されます
- 現行では拠出終了後の60歳から70歳までの間で選択可能となっている老齢給付金の受給開始時期の上限が75歳まで引き上がることになります
- 本改正は公的年金の受給可能年齢の引き上げと併せ、2022年4月1日施行が予定されています

## 受給可能年齢の引き上げ

### 企業型DC



### 個人型DC



- 現行法では、70歳まで老齢給付金受給裁定を行わない場合、70歳到達時に自動的に裁定されますが(いわゆる強制裁定)、上記受給可能年齢の引き上げに伴い、強制裁定年齢が75歳まで引き上がります
- 現行法では、DCの老齢一時金を受給する年の前年以前14年以内に退職一時金を受給しているケースでは、DCでの退職一時金受給時に受給済みの退職一時金に応じて退職所得控除額の調整がなされますが、2022年4月に所得税法施行令も改正され、14年以内⇒19年以内に改正されます
- また、同様に退職一時金の支払いが行われた際に事業主様がRKに通知を行う企業型年金加入者等の年齢範囲が現行の46歳⇒41歳に変更されます
- なお、2021年5月の加入可能年齢引き上げに併せ、裁定請求時にRKは他のRK等に企業型年金の受給希望者が他の企業型年金の加入資格がないか確認することとなります

(出所)厚生労働省資料より弊社にて作成

### 3 脱退一時金の受給要件の緩和

---

1. 個人型DCの脱退一時金の受給要件の緩和
2. 企業型DCの脱退一時金の受給要件の緩和

# 脱退一時金の受給要件の緩和(2022年5月改正予定)

- 個人型DCの脱退一時金の受給要件のうち、「保険料免除者」であることが削除され、「個人型DCに加入できない者(=国民年金の加入者になれない者=外国籍の外国居住者)」の要件が追加されることにより、通算の拠出期間等の要件を満たせば、外国籍人材の帰国の際に脱退一時金が受給できるようになります
- ほか、通算の拠出期間の条件が3年以下⇒5年以下となる等、外国籍人材に係る事項以外も改正されます

## 個人型DCの脱退一時金の受給要件の緩和

### 個人型(現行)

次のいずれも満たす場合

- 保険料免除者であること
- 企業型の脱退一時金を受給していないこと

(新設)

- 通算の掛金拠出期間が**3年以下**または資産額が25万円以下であること
- 障害給付金の受給権者でないこと
- 最後の企業型又は個人型の資格喪失から2年以内であること

### 個人型(改正)

次のいずれも満たす場合

(削除)

- 60歳未満であること
- 企業型年金加入者でないこと
- 第62条第1号各号に掲げる者(=個人型DC加入者になれる者)に該当しないこと
- 国民年金法附則第5条第1項第三号に掲げる者(=日本国籍を有する海外居住者で20歳以上65歳未満の者)に該当しないこと
- 通算の掛金拠出期間が**5年以下**または資産額が25万円以下であること(本号に限り2021年4月1日施行済)
- 障害給付金の受給権者でないこと
- 最後の企業型又は個人型の資格喪失から2年以内であること

帰国した外国籍の者は、個人型DCの加入者になれないため(=国民年金の加入者となれない)、脱退一時金が受給できるようになります

# 脱退一時金の受給要件の緩和(2022年5月改正予定)(続き)

- 企業型DCの脱退一時金要件については、現行法の脱退一時金要件を満たす場合のほか、企業型脱退一時金要件のうち資産要件(1.5万円以下)を満たさずとも、個人型脱退一時金の受給要件を満たすことで、企業型DCから直接脱退一時金を受給できるようになります

## 企業型DCの脱退一時金の受給要件の緩和

### 企業型DC脱退一時金要件

- 1 企業型DC及び個人型DCの加入者でも運用指図者でもないこと
- 2 個人別管理資産額が1.5万円以下であること
- 3 最後に当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6か月を経過していないこと

### 企業型DC脱退一時金要件(追加)

- 60歳未満であること
- 企業型年金加入者でないこと
- 第62条第1号各号に掲げる者(=個人型DC加入者になれる者)に該当しないこと
- 国民年金法附則第5条第1項第三号に掲げる者(=日本国籍を有する海外居住者で20歳以上65歳未満の者)に該当しないこと
- 通算の掛金拠出期間が5年以下または資産額が25万円以下であること
- 障害給付金の受給権者でないこと

上表脱退一時金要件に加え、  
上表の ② を満たさずとも、  
上表 ①、③ と下表の条件を  
満たせば、企業型DCから脱退  
一時金を受給できるよう改正  
されます

## 4 ポータビリティの拡充

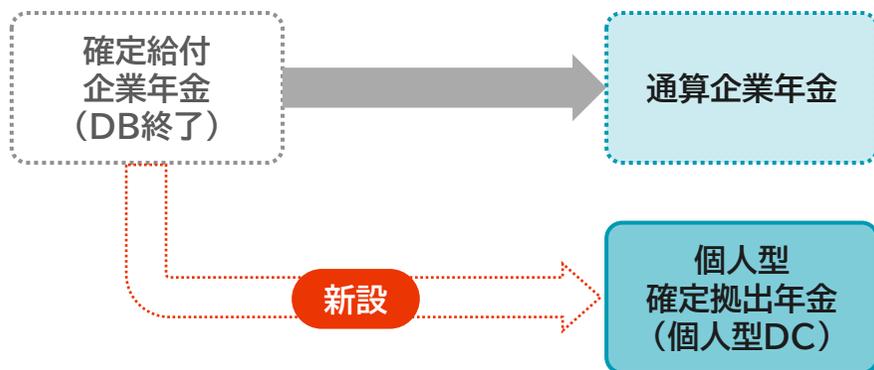
---

# ポータビリティの拡充(2022年5月改正予定)

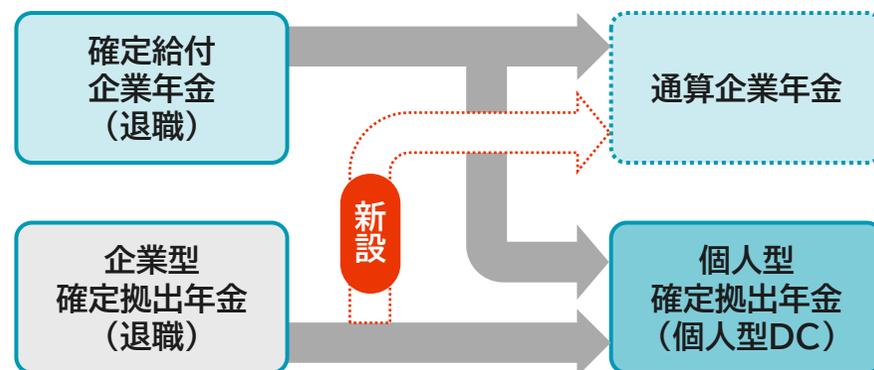
- これまでも法改正を経て、確定給付企業年金と確定拠出企業年金間等での制度間ポータビリティが拡充されてきましたが、今般、終了した確定給付企業年金から個人型DCへのポータビリティ、企業型DCから通算企業年金へのポータビリティが可能となります

## ポータビリティの拡充

### DB(終了)から個人型DCへの移換



### 企業型DCから通算企業年金への移換



- 企業型DCから通算企業年金への移換が可能となることを受け、事業主は企業型DCの資格喪失者に対して、「通算企業年金への移換が可能である旨」の説明が必要となります
- 企業型DCから通算企業年金への移換を行った場合、通算加入者等期間は控除されます

(出所)厚生労働省資料より弊社にて作成

## 5 個人型DC加入要件緩和

---

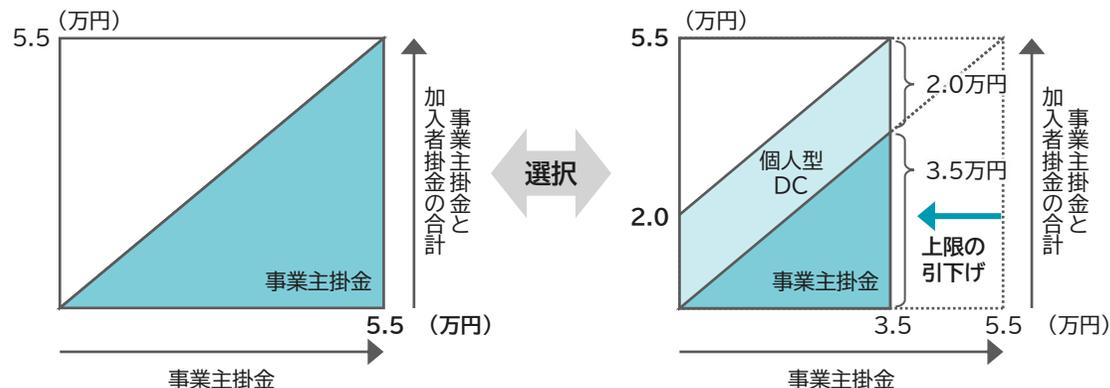
1. 個人型DC加入要件緩和
2. RKWEBサイトでの個人型DC掛金拠出見込額等の表示
3. 企業型DC事業主掛金と個人型DC掛金合算に係る留意事項

# 個人型DC加入要件緩和(2022年10月改正予定)

- 企業型DC加入者のうち個人型DCに加入できるのは、労使合意に基づく規約の定めがあって事業主掛金の上限を引き下げた企業の従業員に限られているため、ほとんど制度が活用されていませんでした
- 今般、規約の定めや事業主掛金の上限の引き下げがなくても、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、個人型DCに加入できるようになります

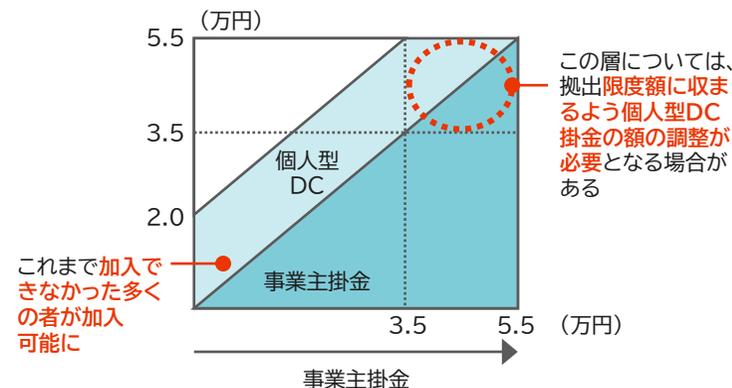
## 個人型DC加入要件緩和

【現行】個人型DCの加入を認める労使合意に基づく規約の定め等がなければ、加入者全員が個人型DCに加入不可



※ 企業型DCと確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

【見直し】規約の定め等を不要とすることで、これまで加入できなかった多くの者が個人型DCに加入可能



- 同時加入時の個人型DCの拠出限度額は以下です

### 企業型DCに加入する個人型DC加入者の個人型DC掛金限度額

#### DB無しの場合

5.5万円－企業型DC掛金額(上限2.0万円)

#### DB有りの場合

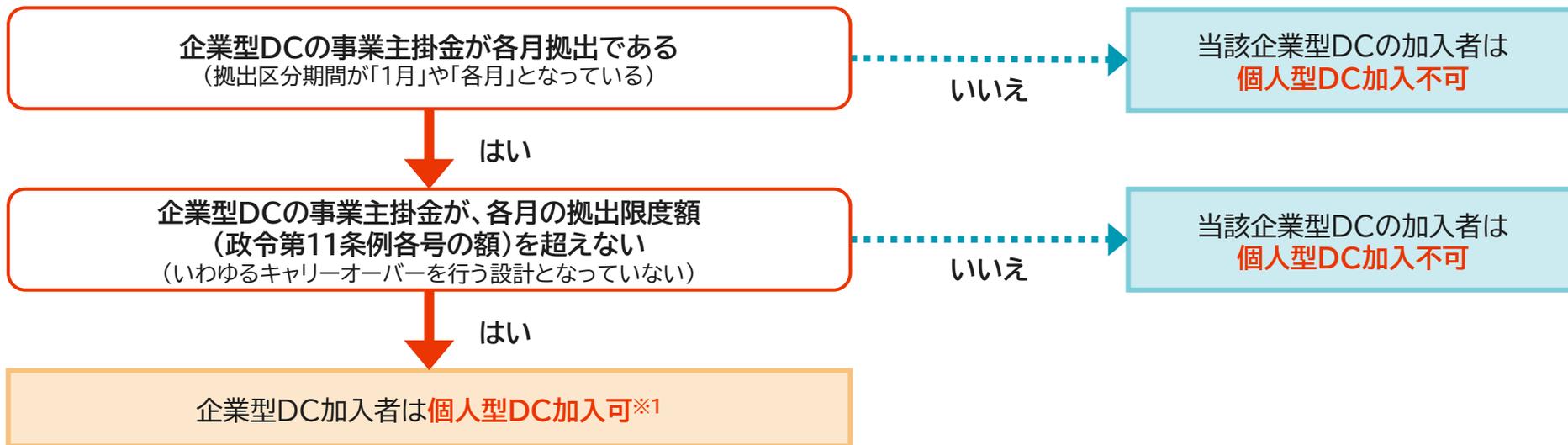
2.75万円－企業型DC掛金額(上限1.2万円)

(出所)厚生労働省資料より弊社にて作成

- 企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない場合の個人型DCの拠出限度額は2.3万円になります(国民年金の第2号・第3号被保険者)

# 個人型DC加入要件緩和(2022年10月改正予定)(続き)

- 規約に定めがなくとも企業型DC加入者は個人型DCの加入者となるできるようになりますが、
  - 企業型年金加入者掛金を拠出する者(いわゆるマッチング拠出実施者)は個人型DCに加入できません
  - 企業型事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合(いわゆる年単位化)は、当該企業型DCの加入者は個人型DCに加入することができません(以下ご参照)
- 企業型DCの事業主掛金と個人型DCの掛金については、任意に決めた月にまとめて拠出(いわゆる年単位拠出)することも選択可能となっていますが、今回の要件緩和は、事業主掛金と個人型DCの掛金について、各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出に限ります
- 事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合は、当該企業型DCの加入者は個人型DCに加入することができません
- 現時点で企業型DCをいわゆる年単位拠出としている規約については、規約にその旨を記載する必要があります(承認事項)。また、年単位化拠出としていない規約についても規約にその旨を記載することが求められます(法改正に伴う特に軽微な変更)



(出所)厚生労働省資料より弊社にて作成

※1: 企業型DC加入者が個人型DCに加入するには、個人型DCの掛金も各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出とする必要があります

# 個人型DC加入要件緩和(2022年10月改正予定)(続き)

- 企業型DCと個人型DCの同時加入の要件が緩和されることを受け、記録関連運営管理機関(RK)のWEBサイトにて、企業型DC加入者の加入者に対して個人型DCの掛金拠出見込額等を表示することになります

## RKWEBサイトでの個人型DC掛金拠出見込額等の表示

- DC法省令で定められたRKWEBサイトにて表示する事項につき、RKWEBサイトにて以下イメージのように表示されることが想定されます

法定要件	表示イメージ
事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の拠出の状況	事業主掛金額 40,000円
令第十一条第一号に規定する他制度加入者(=DB等)にあつてはその旨	企業型加入者掛金額 0円
令第三十四条の二に規定する企業型年金加入者に該当する場合(=年単位化規約に該当している場合)には、その旨	他制度加入有無 なし
前三号に掲げる事項を考慮して算定した企業型年金加入者が拠出することができる見込まれる個人型年金加入者掛金の額	企業型年単位化有無 なし
前各号に掲げるもののほか、個人型年金加入者掛金の拠出に資する情報	個人型拠出可能見込額 15,000円
	法定拠出限度額(月額) 55,000円

## 個人型DC加入要件緩和(2022年10月改正予定)(続き)

- 企業型DCと個人型DCの同時加入の要件が緩和されることを受け、企業型DCの事業主掛金と個人型DCの掛金が合算管理されます。合算管理は企業年金連合会が作成する企業年金プラットフォーム(仮称)で行いますが、企業型DCと個人型DCの紐づけは基礎年金番号等で行うため、事業主様におかれましては加入者の基礎年金番号等が正しいものか、今一度ご確認をお願いいたします

### 企業型DC事業主掛金と個人型DC掛金合算に係る留意事項

- 2022年10月から企業型DCの事業主掛金と個人型DCの掛金の合算は「**基礎年金番号・生年月日・性別**」を用いて行われます
- 事業主様におかれましては、RKに登録されている企業型DC加入者の「**基礎年金番号・生年月日・性別**」が正しく登録されているかにつき、今一度のご確認をお願いいたします
- 別途事業主様宛にDCニュース等で**基礎年金番号**の登録内容確認についてのご案内申し上げますので、ご確認くださいませようお願いいたします

## 6 仮想掛金額の導入

---

1. 企業型DCの拠出限度額の見直し
2. 企業型DCの拠出限度額の見直しに伴う経過措置
3. 企業年金に加入する者の個人型DCの拠出限度額の見直し

# 仮想掛金額の導入(2024年12月改正予定)

- 企業型DC、個人型DCの拠出限度額について、全てのDB等の他制度の掛金相当額を一律月額2.75万円と評価している点を見直し、加入者それぞれが加入しているDB等の他制度ごとの掛金相当額(他制度掛金相当額※1)を反映させることで、公平できめ細やかな算定方式に改善されました

## 企業型DCの拠出限度額の見直し

- 企業型DCの拠出限度額の算定に当たって、加入者がそれぞれ加入しているDB等の他制度掛金相当額を控除することとなります

	現行	見直し内容(2024年12月1日施行)
企業型DCのみに加入する場合	月額5.5万円	月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額
企業型DCとDB等の他制度に加入する場合	月額2.75万円 (5.5万円から一律2.75万円を控除)	

なお、DB等の他制度掛金相当額等を含めた従業員様宛の周知方法につきましては、別途弊社よりご案内申し上げます

※1: 他制度掛金相当額とは、DB等の他制度ごとに、その給付水準から企業型DCと比較可能な形で評価したもので、複数のDB等の他制度に加入している場合は、その合算となります

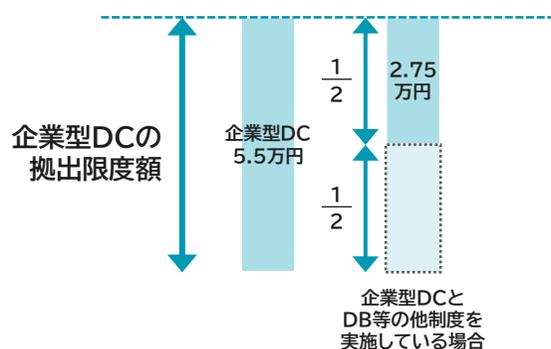
# 仮想掛金額の導入(2024年12月改正予定)(続き)

- 他制度掛金相当額の額によっては、現在実施している企業型DCの限度額が減少する事業主様もいらっしゃいます。そのため、施行(2024年12月1日)の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする経過措置が設けられます(「月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額」が2.75万円を下回るときは、企業型DCの拠出限度額を2.75万円とする)

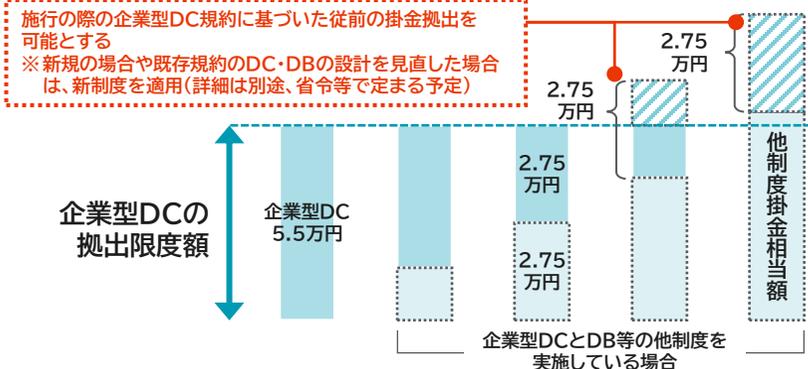
## 企業型DCの拠出限度額の見直しに伴う経過措置

- 下表のとおり、施行時に他制度掛金相当額が2.75万円を超過していても、企業型DCの拠出限度額を2.75万円とする経過措置が設けられます

【現行】DBの給付水準(=掛金水準)にかかわらず、企業型DCの拠出限度額は一律2.75万円



【改正後】DB等の他制度掛金相当額が低い場合は、DCで拠出できる額は大きくなり、DB等の他制度掛金相当額が高い場合は、DCで拠出できる額は小さくなる



- ただし、施行日以後に新たに企業型DCを実施した場合や企業型DCの事業主掛金の算定方法・DBの給付設計を変更する規約変更を行った場合などに該当したときは、経過措置の適用を終了し、新制度が適用されます
- また、月額2.75万円を超えて企業型DCの事業主掛金を拠出しようとする場合も経過措置の適用は終了し、新制度が適用されます

**新制度を適用する場合は、企業型年金規約の変更と企業型RKへの通知が必要ですが、規約の変更方法(承認/届出)等については判明次第ご案内申し上げます**

(出所)厚生労働省資料より弊社にて作成

# 仮想掛金額の導入(2024年12月改正予定)(続き)

- 個人型DCの拠出限度額の算定に当たって、全てのDB等の他制度の掛金相当額を一律評価している現状を改め、加入者がそれぞれ加入しているDB等の他制度ごとの掛金相当額の実態を反映するとともに、**個人型DCの拠出限度額の上限を月額2.0万円に統一**し、企業年金(企業型DC、DB等の他制度)に加入する者の拠出限度額について公平を図る制度改正がなされます

## 企業年金に加入する者の個人型DCの拠出限度額の見直し

- 下表のとおり、企業年金に加入する者の個人型DCの拠出限度額は「月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額)との合計が月額5.5万円の範囲内」となり、事業主の拠出額が3.5万円を超過すると、その分、個人型DCの拠出限度額は、2.0万円から減算されることとなります

国民年金第2号被保険者	2022年10月1日～	2024年12月1日～
① 企業型DCのみに加入※1	月額5.5万円 – 各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし月額2万円を上限)	月額5.5万円 – (各月の企業型DCの事業主掛金額 + DB等の他制度掛金相当額) (ただし、月額2万円を上限)
② 企業型DCと、DB等の※1 他制度に加入	月額2.75万円 – 各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額1.2万円を上限)	
③ DB等の他制度のみに加入 (公務員を含む)※2	月額1.2万円*	

- 企業型DC制度においては、施行時に他制度掛金相当額が2.75万円を超過していても、企業型DCの拠出限度額を2.75万円とする経過措置が設けられますが、**個人型DCに関しては当該経過措置は設けられません**
- 企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない場合の個人型DCの拠出限度額は2.3万円になります(国民年金の第2号・第3号被保険者)

※1: P18で説明しました通り、企業型DCに加入する者(上表の①、②)は2022年10月1日から、個人型DCの掛金の拠出方法が「月単位拠出」のみとなります

※2: ③の方も2024年12月1日より、同様に個人型DCの掛金の拠出方法が「月単位拠出」のみとなります。ちなみに上表の(\*)の期間(2022年10月1日～2024年11月30日)においては、個人型DCの掛金拠出について「年単位拠出」が可能です

## 仮想掛金額の導入(2024年12月改正予定)(続き)

- ご説明申し上げてきました通り、2024年12月より企業型DCと個人型DCの掛金の拠出限度額は下表のとおりとなります。企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額によっては、本見直しにより個人型DCの掛金や企業型DCの事業主掛金額が減少したり、拠出できなくなる可能性もありますため、別途弊社より対応方針等をご相談申し上げます

	改正前		改正後
	企業型DCのみに加入する場合	企業型DCとDB等の他制度に加入する場合	
企業型DCの事業主掛金額	月額5.5万円	月額2.75万円	月額5.5万円 - DB等の他制度掛金相当額 (経過措置あり)
個人型DCの掛金額	月額5.5万円 - 各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額2万円を上限)	月額2.75万円 - 各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額1.2万円を上限)	月額5.5万円 - (各月の企業型DCの事業主掛金額 + DB等の他制度掛金相当額) (ただし、月額2万円を上限)

- なお、上記見直しにより、個人型DCの掛金を拠出できなくなった場合(DB等の他制度掛金相当額が3.5万円を上回り、かつ、2.0万円から、当該他制度掛金相当額から3.5万円を控除した額を控除した額が、個人型DCの掛金の最低額を下回る場合)は、資産額が一定額(25万円)以下である等の脱退一時金の支給要件を満たした場合に脱退一時金を受給することができるようになります

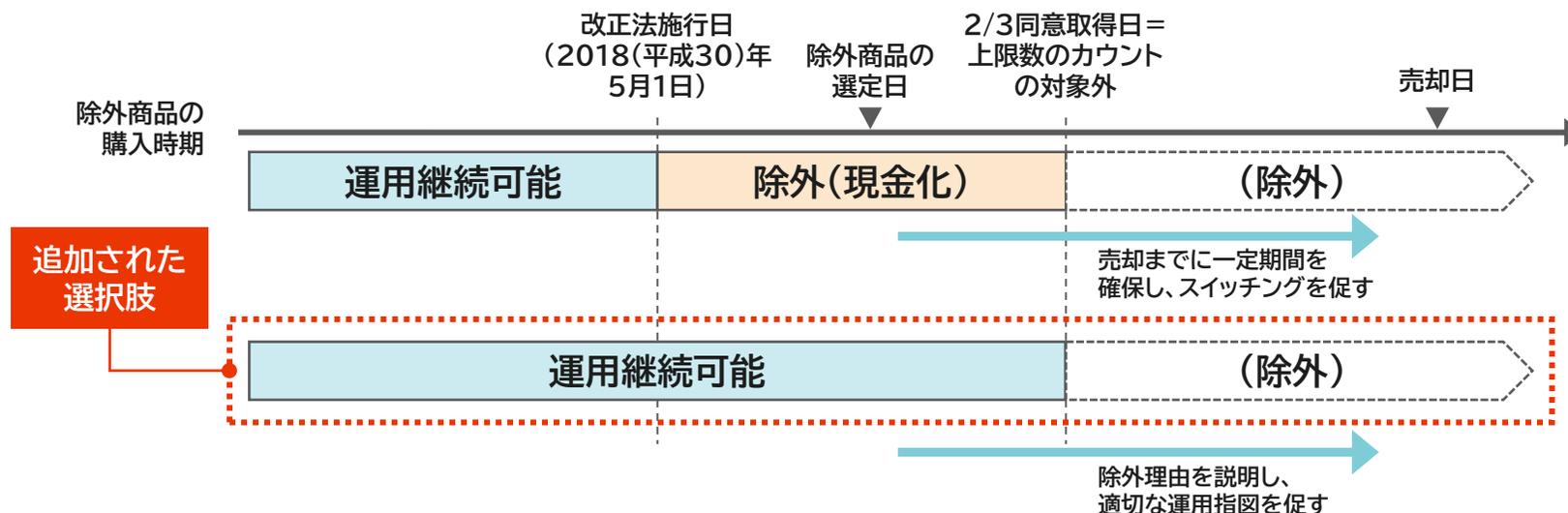
(ただし企業型DCに加入している者は、個人型DCの掛金を拠出できなくなった場合も、個人型DCの個人別管理資産を企業型DCに移換し、運用を継続することができるため、企業型DCに加入する場合は脱退一時金を受給することができません)

## 7 運用の方法の除外方法の改善(閉鎖型除外の選択肢追加)

---

## 運用の方法の除外方法の改善(閉鎖型除外の選択肢追加/施行済み)

- 従前まで除外対象商品保有者の2/3の同意で除外する場合、改正法施行日(2018年5月1日)の残高を超える部分については、除外日時点での現金化が必要でしたが、必ずしも過去分の現金化を伴わない方法が適当な場合があるという議論の元、「過去分の現金化を伴わない『閉鎖型』除外」の選択肢が追加されています



商品除外の選択肢に「閉鎖型除外」が含まれたことを踏まえ以下が法令解釈通知に規定されました

- 運営管理機関等は、労使で十分に協議・検討された結果を踏まえ
  - どの運用の方法を除外しようとするか
  - 既に保有している運用の方法について、売却を伴う除外とするか又は売却を伴わない除外とするか(以下「除外の方法」という)を決定すること
- 運営管理機関は「除外運用方法指図者」に除外の方法を通知したうえで、除外に係る同意(従前どおり2/3同意で「閉鎖型除外」は可能)を得ること

(出所)厚生労働省資料より弊社にて作成

## 8 企業型年金の業務報告書見直し

---

1. RKより直接提出される業務報告書の記載事項
2. 事業主様から直接地方厚生(支)局宛て回答いただく事項

# 企業型年金の業務報告書見直し(2022年3月改正予定)

- 企業型DCの事業主が提出する業務報告書については、手続き簡素化の観点から記載事項が限定され、その提出にあたっては、企業型記録関連運営管理機関(RK)を通じて行うこととなります
- 下記項目については直接RK⇒厚生労働省に提出されますが、提出内容については、事業主様に還元するようRKにて対応予定です

## RKより直接提出される業務報告書の記載事項

1. 企業型年金規約に係る承認番号
2. 厚生年金適用事業所の名称
3. 事業年度
4. 企業型年金加入者等の状況
5. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の状況
6. 返還資産額の状況
7. 個人別管理資産の状況
8. 指定運用方法の状況
9. 企業型年金加入者の資格を喪失した者の状況

なお、施行日は2022年3月1日ですが、以下の経過措置が講じられます

- 2022年3月1日**以後**に終了する事業年度に係る事業主報告書
  - 簡素化された事業主報告書での対応となります。RKから直接記載事項内容を厚生労働省に提出します
- 2022年3月1日**以前**に終了した事業年度に係る事業主報告書
  - 従前どおり、「様式第7号」に基づき、事業主様より地方厚生(支)局宛てに事業主報告書を提出いただく必要があります

# 企業型年金の業務報告書見直し(2022年3月改正予定)(続き)

- 業務報告書についてはRKから直接厚生労働省に提出されることとなりましたが、「資産の運用に資する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況」(いわゆる継続投資教育)など事業主に課せられた努力義務については、概ね5年に一度程度地方厚生(支)局からの依頼に基づき、事業主様から直接地方厚生(支)局にご報告いただくこととなりました

## 事業主様から直接地方厚生(支)局あて回答いただく事項

- (1) 実施事業所に関する事項
    - ① 企業型年金規約に係る承認番号、② 実施事業所の名称、③ 実施事業所の郵便番号・所在地、④ 電話番号、担当者、メールアドレス
  - (2) 継続投資教育に関する事項
    - ① 継続投資教育の実施状況、② 継続投資教育の手法、③ 継続投資教育の内容
  - (3) 運営管理機関の定期的な評価に関する事項
    - ① 運営管理機関の評価等の実施状況、② 評価等を実施していない場合の状況
  - (4) 運用商品のモニタリングに関する事項
    - ① 運用商品のモニタリングの実施状況、② 運用商品のモニタリングの実施方法
- 回答方法は以下となる見込みです(初回回答期限は2022年11月末を想定)
    - ・ 地方厚生(支)局において全ての実施事業所を概ね5年で一巡することを想定し、当該年度に運営状況の確認を行う対象事業所を選定
    - ・ 地方厚生(支)局は、E-mail、郵送などにより、対象事業所の事業主(2以上の事業主が1つの企業型年金を実施する場合は代表事業主)宛てに通知を送付し、運営状況の確認依頼を実施
    - ・ 対象事業所の事業主は回答様式(Excel形式)を地方厚生(支)局ホームページからダウンロードし、設問に回答
    - ・ 設問に回答した後、E-mailにて回答を送付(なお、2以上の事業主が1つの企業型年金を実施する場合、事業主は代表事業主に回答を送付し、代表事業主が取りまとめた回答を送付)

運用関連運営管理機関(弊社)においても、代表事業主様等から対応について照会等があった場合には、回答作成についてサポートして参りますので、別途詳細につきご案内いたします

## 9 選択制DCにおける従業員への説明事項の追加

---

# 選択制DCにおける従業員への説明事項の追加(施行済み)

- 社会保障審議会での議論を踏まえ、「給与等を減額した上での選択制DCにおける従業員に対する説明」を充実化するように、法令解釈通知が改正されております(2020年10月1日適用済み)

## 選択制DCにおける従業員への説明事項

- 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会にて、「労使合意により給与等を減額した上での選択制DCでは、社会保険・雇用保険等の給付額に影響する可能性がある旨」につき、従業員宛て説明が不足している旨の指摘があったことを受け、給与等を減額した上での選択制DCの導入等にあたって、事業主の説明事項が充実化されました

### 事業主掛金に関する事項

労使合意により給与等を減額した上で、当該減額部分を事業主掛金として拠出し企業型年金の個人別管理資産として積み立てるか、給与等への上乗せで受取るかを従業員が選択する仕組みを実施するに当たっては、社会保険・雇用保険等の給付額にも影響する可能性を含めて、事業主は従業員に正確な説明を行う必要がある旨を追加

- 弊社においては、本件に係る法令解釈通知改正前より、給与等を原資とした選択制DCの導入にあたっては、社会保険・雇用保険等の給付額に影響する可能性がある旨を従業員の方に説明することを事業主様にお願いをしておりましたが、**本件を機に、再度従業員の方に説明されたい等のご意向がございましたら、弊社営業担当へご連絡くださいますようお願い申し上げます**

## 10 その他改正事項

---

1. 中小企業向け制度(簡易型DC・iDeCoプラス)の対象範囲拡大
2. 企業型DCの規約変更手続きの見直し
3. 押印廃止について
4. 同意取得手続きが不要とされる場合の運用の方法の除外の追加
5. 個人型DC継続投資教育の企業年金連合会への委託

# その他改正事項

## 中小企業向け制度(簡易型DC・iDeCoプラス)の対象範囲拡大(2020年10月施行済み)

- 中小企業向けに設立手続きを簡素化した「簡易型企業年金(簡易型DC)」や、企業型年金の実施が困難な中小企業が個人型DCに加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出することができる「中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)」について、制度を実施可能な従業員規模が従前の**100人以下から300人以下に拡大**されています

## 企業型DCの規約変更手続きの見直し(2020年10月施行済み)

- 企業型DCにおいては、規約変更について労使合意を得てから地方厚生(支)局長の承認を受ける必要がありますが、その変更が従前まで、『「軽微」である場合は、労使合意が必要ですが、届出のみで可』  
『「特に軽微」である場合は、労使合意が不要で、届出のみで可』とされていました。
- **この企業型DCの規約変更の届出の手続きを一部簡素化**し、軽微な変更、特に軽微な変更のうち、厚生労働省令で定めるものについては、届出が不要となりました。また、一部事項について、「特に軽微な変更」として取り扱われることとなりました

### 【届出が不要となった事項】

- 資産管理機関の名称及び住所
- 企業型DCを実施する事業主、企業型DCが実施される事業所の住所(市町村の名称の変更等に伴い変更する場合に限る)
- 確定拠出年金運営管理機関の名称及び住所

### 【特に軽微な変更として取り扱われることとなった事項】

- 企業年金の事業年度に関する事項
- 条項の移動等の規約内容の実質的な変更を伴わない事項

# その他改正事項(続き)

## 押印廃止について(2020年12月施行済み)

- これまで、確定拠出年金制度に関する書類を行政宛てに提出する際に必要とされていた押印について、2020年12月25日以降、一部を除いて不要とされたものです
- 改正前の様式(旧様式)を用いて押印したものを提出する取扱いも認められています
- また、旧様式による用紙の使用については、合理的と認められる範囲内で、訂正し利用することが、当面の間認められています(例:旧様式の書式から「印」の表示を手書き等(取消線、斜線等)による訂正を行い、押印なしとする)

## 同意取得手続が不要とされる場合の運用の方法の除外の追加(2020年10月施行済み)

- これまでも、投資信託については、投資信託約款の規定により信託契約期間を変更して償還(繰上償還)される場合については、運用の指図を行っている加入者等の同意を取得することなく運用の方法から除外することを可能としていました
- 金銭信託等の信託商品についても、投資信託と同様に、信託約款の規定に基づき終了して償還される場合は、運営管理機関の判断によることなく、当該運用商品の提示を停止せざるを得ないため、運用の指図を行っている加入者等の同意を取得することなく運用の方法から除外することが可能となりました

## 個人型DC継続投資教育の企業年金連合会への委託(2020年6月施行済み)

- 個人型DCを実施する国民年金基金連合会は継続投資教育を行う努力義務が課されており、これまではこの継続投資教育の実施を運営管理機関に委託できましたが、企業年金連合会には委託することができませんでした
- 企業年金連合会が提供するオンライン教材などを個人型DCの加入者等も利用できるようにするなど、効果的な継続投資教育を可能とするため、国民年金基金連合会も企業年金連合会に継続投資教育の実施を委託することができるようになりました

## 11 規約の改定が必要な事項

---

# 規約の改定が必要な事項

## ■ 今般の各種法改正を踏まえ、以下の通り規約変更が必要となります

施行時期	案件	対象規約	変更手続	変更内容等
2020年10月	資産の運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)に関する事項	全規約	特に軽微な変更 (法令改正に伴うもの)	厚生労働省通知「確定拠出年金制度について」内の資産の運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)に関する事項について表現の変更があったため、反映が必要なもの
2021年7月	運用の方法の除外方法の改善(閉鎖型除外の選択肢追加)	全規約	特に軽微な変更 (法令改正に伴うもの)	商品除外に関して、閉鎖型除外の選択肢が追加されたことに伴い閉鎖型除外が可能である旨を規約に明記するもの
2021年11月	「金融商品の販売等に関する法律」の名称変更	全規約	特に軽微な変更 (法令改正に伴うもの)	「金融商品の販売等に関する法律」の名称が、「金融サービスの提供に関する法律」に変更になることに伴い、規約を変更するもの
2022年4月	受給開始時期の拡大	全規約	特に軽微な変更 (法令改正に伴うもの)	老齢給付金及び障害給付金の受給開始時期の上限年齢の変更(70歳⇒75歳)
2022年5月	加入可能年齢引き上げ (施行に伴い資格喪失年齢を引き上げる場合)	希望する規約	承認事項	加入可能年齢引き上げの施行に合わせ、加入可能年齢を引き上げる場合 ※ 施行前と資格喪失年齢を変更しない場合は規約変更不要
	法改正対応	全規約	特に軽微な変更 (法令改正に伴うもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業型DC老齢給付金の受給権者又は受給権者であった者の再加入不可、同一事業所要件の削除※1</li> <li>脱退一時金要件の変更</li> <li>企業型DCから通算企業年金への資産移換 等</li> </ul> ※1 加入可能年齢が60歳未満の場合は規約変更不要
2022年10月	個人型DC同時加入拡大	施行時点で年単位化を実施している規約	承認事項	法施行後も引き続き年単位化を行う場合は、個人型DCに加入できない旨を規約に明記する
	個人型DC同時加入拡大	全規約	特に軽微な変更 (法令改正に伴うもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人型DCに加入できる旨を規約に明記</li> <li>拠出限度額 等</li> </ul>
2024年12月	仮想掛金額方式の導入	(確認中)	(確認中)	今後、規約の対応方針が詳らかになりましたら別途ご案内申し上げます

# End of Presentation

- 本資料は、情報提供を目的として作成されたものであり、勧誘を目的として作成されたものではありません
- 本資料に記載のデータは、弊社が信頼できると判断した情報等に基づくものですが、その情報の正確性・確実性について弊社が保証するものではありません
- 本資料は、作成日において入手可能な情報等に基づいて作成したものであり、今後の金融情勢・社会情勢等の変化により、内容が変更となる場合があります
- 本資料に記載された内容は、現時点における一般的な条件を示したものであり、実際に取り組むことができない場合や条件が変更となる場合があります。予めご了承ください
- 本資料における弊社からの提案をお客様が採用されない場合であっても、弊社とのお取引についてお客様が不利益な取扱いを受けることはありません。また、弊社は本資料における提案をお客様が採用されることをお客様とのお取引との条件とすることはありません
- 本資料は、法律・会計・税制上の助言をなすものではないため、法律・会計・税制上の取扱いについては各専門家にご確認くださいようお願い申し上げます
- 本資料の数値は、一定の前提に基づく概算数値が含まれる場合があります。実際の適用に際しては正式な計算を行う必要があり、その場合の結果は差異が生じますのでご注意ください。また、シミュレーションやバックテスト等のデータ、運用実績やリスク・リターン等による商品分類図を含めた本資料の内容は、将来の運用成果等を保証するものではありません
- 本資料に係る一切の権利は、他社資料の引用部分を除いて三井住友信託銀行に属し、いかなる目的であれ本資料の一部または全部の無断での使用・複製は固くお断り致します
- 本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会くださいますようお願い申し上げます

(以下の表示は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条の2で準用する金融商品取引法第37条の規定に基づく表示です)

## 信託契約に係るリスクについて

- 信託契約においては、金利・為替・株式等の価格変動により、また、投資先の信用状況の変化(発行者の事業内容、財務等の経営状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等)により、損失が生ずることとなるおそれがあります

## 契約の際、お支払い頂く報酬・手数料等について

- 本資料の記載内容に基づきお客様が弊社と新たに各種契約を締結する場合は、所定の報酬・手数料等が発生いたします。個別の計算方法はお客様と弊社が協議のうえ決定します。契約締結にあたっては、必ず弊社営業担当者宛に計算方法をご確認くださいようお願い申し上げます

## 商号等

- 弊社の商号等： 三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号
- 加入協会： 日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会

202104